# 《各論》



# 第4章 政策分野ごとの現状・課題と主な取り組み

# 政策分野1 安心して生み育てることができる環境づくり

# 施策(1)母子保健

#### 【元気発進!子どもプランの実績・成果】

母子健康診査のうち妊婦健康診査については、引き続き14回の公費助成を行うとともに、母子感染予防のための検査を拡充しました。新生児に対しては、障害などの予防につながる疾患を早期に発見するため、新たな検査を導入しました。加えて、胎児の発達や母体の健康状態を把握する母子健康診査の重要性を伝え、受診を勧める啓発に取り組みました。

平成25年度から「ハローベビーサポート(妊娠期からの養育支援事業)」を開始し、医療機関と区の保健師が連携しながら妊娠期から子育てを応援する体制を構築しました。

また、子育ての孤立化を防ぐため、保健師等が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する「のびのび赤ちゃん訪問事業」を、主任児童委員と協働して実施しました。訪問時には、悩みや不安を尋ねるだけでなく、産後うつを支援するため親子の状況把握や必要な助言を行い、その中でも気になる親子は、市民センター等で実施している「妊婦・乳幼児なんでも相談」につなぐなど細やかに対応しました。

このように、母子健康診査の充実や乳児家庭全戸訪問の実施、医療機関との連携体制の整備、 経済的負担の軽減などに取り組み、母子の健康確保・増進に努めました。

#### 【現状・課題】

#### ア. 妊娠・出産に対する健康管理

#### 《現状》

妊婦健康診査の受診率は9割以上を維持しています。妊娠高血圧症候群に関する検査では、 妊婦の5%前後に尿蛋白(+)以上が確認されています。また、両親の喫煙率は減少している ものの、父親の4割強が喫煙しており、30代、40代の女性の喫煙率は全国平均を上回って います。タバコの煙が胎児の発育や子どもの健康に悪影響を及ぼすことが懸念されています。 さらに、平成22年における本市の出生数に占める低出生体重児の割合は10.7%であり、 全国の9.6%を上回っています。

#### 《課題》

● 母子に対する健康診査の確実な受診を進めるとともに、妊娠中の栄養や体重、血圧管理、禁煙の推進など母体の健康管理について、保健指導をする必要があります。また、妊婦や子どもへの受動喫煙の害を防止するために父親、母親、同居家族に対してあらゆる機会に禁煙外来等の情報提供を行うなど、受動喫煙の害について啓発する必要があります。

#### イ. 子どもの健やかな発達 ~養育支援~

#### 《現状》

出産前後は精神的不調が生じやすい時期であり、産後うつなど心身に変調をきたす母親がいます。また親の約4割が子育てに不安や悩みを感じています。子どもの病気や発育・発達に関する不安を抱えている親も多く、低体重児、多胎児、障害児など養育支援が必要な気になる乳幼児の早期発見・早期対応が求められています。

#### 《課題》

- 妊産婦の不安や悩みに対応するためには、妊娠・出産、育児期を通して、切れ目なく母子を 支援する体制が必要です。特に、特定妊婦\*1などに対しては、虐待予防の観点から医療機関と 連携した支援が必要です。
- 子育ての孤立化を防ぐため、乳幼児のいる全ての家庭を把握し、早期にかかわることが重要です。また、発達障害を早期に発見するための仕組みづくりや発達が気になる段階からの相談支援体制を整備する必要があります。
  - \*1:特定妊婦:若年、経済的問題、妊娠葛藤、母子健康手帳未発行、妊娠後期の妊娠届け、妊婦健康診査未受診、多胎、心身の不調などの妊婦

### ウ. 子どもの健やかな成長 ~基本的生活習慣~

#### 《現状》

乳幼児期は、親子が触れ合いながら愛着を形成するとともに、適度な運動やバランスの取れた食事、十分な睡眠など、基本的生活習慣を身に付ける大切な時期です。しかし、就学前児童の約2割が午後10時以降に就寝し、また児童の1割は1日に3時間以上テレビやビデオを視聴するなど、生活習慣の見直しが必要と思われる子どもがいます。子どもの食事や栄養についても、不安を持つ親が4割を超えています。

#### 《課題》

● 子どもが健やかに育つために、乳幼児期から正しい生活習慣の定着を図るとともに、食育を推進することが必要です。また、親が子どもと触れ合う時間を十分確保するため、メディアとの上手なつきあい方についても啓発する必要があります。

#### エ. 歯と口の健康

#### 《現状》

本市の3歳児の歯科検診受診率は、54.9%で、3歳児の母子健康診査の受診率91.3%と比較すると36.4ポイントも下回っています。また、むし歯のない3歳児の割合は増えていますが、他の政令指定都市と比べると少ない状況です。さらに、幼児・小学生は、歯ごたえのあるものをいつも食べている割合が低下しているなど、歯と口の健康管理の重要性が十分に理解されていないのではないかと考えられます。

#### 《課題》

● 子どものむし歯は、歯と口の健全な発育と味覚や噛むこと等、食べるための機能の発達に大きく影響することから、家族も含めて乳幼児期からむし歯予防や歯と口の健康管理について広く周知していく必要があります。

.....

#### 才. 思春期保健

#### 《現状》

思春期(10代)は大人への移行期であり、心身ともに成長する大切な時期です。また、思春期における妊娠・出産は、学業の中断につながり、結果として就労を困難にし、子育てに対応できない等、さまざまな問題が起こりやすいとの指摘もあります。このような中、本市では、10代の人工妊娠中絶率や出産率が全国平均に比べ高くなっています。

#### 《課題》

- 自分の体を守り、大切にすることへの理解を深めるため、思春期の健康教育を行う必要があ ります。
- 10代の妊娠・出産、育児に対しては、継続した養育支援が必要です。

#### 【施策の方向性・柱】

『母子の健康の保持・増進による安心して生み育てるための環境づくり』

#### ① 安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり

母親学級や面接での母子健康手帳の交付による必要な知識の普及や相談体制の充実、情報提供などにより、母体の心身の変化が著しい妊娠、出産期における不安の軽減と、健康管理を推進します。

#### ② 発達の気になる子どもの早期発見、早期支援体制の強化

乳幼児健診の実施や関係機関との連携などにより、発達の気なる子どもの早期発見および 早期支援体制の強化を図ります。

#### ③ 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実

10 代の妊婦や産後うつ、乳幼児健診未受診などで養育困難な状況にある家庭に対して、乳児家庭の全戸訪問や関係機関と連携した地域での見守り体制の強化などにより、継続した支援を行います。

#### ④ 基本的生活習慣の定着や食育の推進

育児教室や育児相談等のさまざまな機会を捉え、基本的生活習慣に関する知識の普及を図り、情報提供を行うとともに、乳幼児の発達段階に応じた食育を推進します。

#### ⑤ 適切な思春期保健の推進

保健、学校、医療等の関係機関が連携して、子どもが思春期の心身の変化を正しく理解し、 自分自身の心と体を大切にする思春期保健の推進を図ります。

#### 【成果の指標(目標)】

- |1| 妊娠 11 週までの妊娠届出者の割合 (24 年度:92%⇒増加)
- |2| 生後4か月までの乳児家庭訪問の割合 (24年度:86.3%⇒増加)
- 3 10代の人工妊娠中絶率 (23年度:15.0%⇒減少)

#### (参考データ)

#### 〇 妊婦健康診査受診率

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
96.6%	98.5%	96.6%

資料:北九州市妊婦健康診査受診結果

#### ○ 妊娠高血圧症候群に関する検査(尿蛋白(+)以上)

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
5.9%	5.1%	4.6%

資料: 北九州市妊婦健康診查受診結果

#### ○ 父親・母親の喫煙率

父親	母親
44.1%	6.1%

資料:北九州市4か月児健診アンケート 調査(平成24年度)

#### ○ 女性の喫煙率

30 歳代	17.3%(14.2%)
40 歳代	18.7%(16.9%)

資料:北九州市健康づくり実態調査(平成23年度) 注:()は、各世代における平成22年度の全国女性の喫煙率

#### ○ 出生数に対する低出生体重児(2,500g未満)の割合

平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
10.4%	10.7%	9.5%

資料:北九州市衛生統計年報

#### ○ 妊娠届出者のうち、妊娠11週までに届けをした者の割合

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
91.0%	91.8%	92.0%

資料:妊娠届出書集計

#### ○ 子育て支援サービスの認知度と利用度

	認知	利用
母親学級や育児学級等	84.8%	52.5%
市民センターなどでの育児相談	86.8%	39.8%

資料:子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査調査(平成25年度)

#### ○「産後うつ病質問票」の実施結果

実施件数	要支援者数
6,089 件	820件(13.5%)

資料: 北九州市「産後うつ病質問票」実施結果(平成 24 年度)

### ○ 出生数のうち、多胎児の出生数に対する割合

平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
2.2%(181 件)	1.95%(162 件)	1.70%(143 件)

資料:北九州市衛生統計年報

#### ○ 子どもの基本的生活習慣(平日)

起床時刻が午前9時以降の就学前児童	3.0%
就寝時刻が午後10時以降の就学前児童	25.3%

資料:子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成25年度)

#### ○ 子どもの健康や食事について悩みや不安を感じている人の割合(就学前児童の保護者)

悩みの内容	
食事や栄養に関すること	40.4%
病気や発育・発達に関すること	33.5%
子どもの体力に関すること	8.0%

資料:子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成25年度)

注:複数回答

#### ○ 10代の人工妊娠中絶数および率(平成23年)

北九州市	全国	福岡県
336件(15.0‰)	20,903 件(7.1‰)	1,346 件(10.9‰)

資料:北九州市衛生統計、福岡県人口移動調査、

厚生労働省衛生行政報告例、総務省国勢調査

注1:福岡県および全国の率‰は、15~19歳の女性人口千対

注 2:北九州市の率‰は、15~19歳の日本人女性人口千対

#### ○ 10代の出産件数および率(平成23年)

北九州市	全国
167 人(19.9‰)	13,318 人(12.7‰)

資料:北九州市衛生統計年報、厚生労働省人口動態統計

注:率‰は、15~19歳の日本人女性人口千対

#### ○ 3歳児歯科健康診査受診率

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
57.0%	57.0%	54.9%

資料: 北九州市歯科保健事業実施報告書

# ■ 具体的な取り組み

① 安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり

No.	事業名[担当課]	事業概要
	母親学級等の実施 〈す〈す〈子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	母子の健康に関する知識を普及するため、 妊娠中の健康管理、育児等に関する講義や、 妊婦体操などの実習を取り入れた母親学級を 開催します。 また、夫婦が協力して出産・育児に取り組む大切さを学ぶため、沐浴や妊婦疑似体験等 の実習を取り入れた両親教室を開催します。 土・日曜日など父親も参加しやすい日に行います。 《母親学級開催回数》 24年度:105回⇒現状維持
	母子健康手帳の交付 〈す〈す〈子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	母子の健康状態を記録するとともに、妊娠・ 出産・育児に関する正しい知識を提供することで、母子の健康の保持および増進を図ります。また、妊婦健診の早期受診の勧奨やマタニティマーク等の情報を効果的に提供し、安心して妊娠・出産ができる環境づくりを推進します。 《母親健康手帳の交付率》 24年度:99.8%⇒31年度:100%
	母子健康診査 [子ども家庭局・子育て支援課]	妊婦や乳幼児に対する健康診査を公費助成することで、経済的な負担を軽減するとともに、母子の健やかな発育を支援します。 《妊婦健康診査受診率》 24年度:96.6%⇒31年度:100% 《3歳児健康診査受診率》 24年度:91.3%⇒31年度:100%

	妊産婦・乳幼児なんでも相談等の実施 〈すくすく子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	育児不安の軽減を図るため、市民センター 等地域の身近な場所で、保健師による相談を 定期的に実施し、出産や育児、子どもの成長 発達についての個別相談や保健指導を行いま す。また、講話などにより子育てに関する情 報提供を行います。 《開催か所数》 24年度:全小学校区→現状維持
	日本語と子育て教室 〈(公財)北九州国際交流協会補助金〉 [総務企画局・国際政策課]	外国人市民の子育ての悩みなどの負担軽減等を図るため、外国人市民を対象とした日本語教室を子育て支援施設で開催し、あわせて子育て相談を行います。 《教室参加者数》 24 年度:749 人⇒現状維持(750 人以上)
	国民健康保険出産育児一時金の給付 [保健福祉局・保険年金課]	出産育児に係る経済的な負担を軽減するため、他の健康保険で実施されている制度と同様、出産時に世帯主に対して、出産育児一時金を支給します。また、被保険者への負担軽減をより一層進めるため、国民健康保険から医療機関等に出産に係る費用を直接支払う制度(直接支払制度)を実施します。
	健康相談 [保健福祉局・健康推進課]	市民センター等における定期的な「健康なんでも相談」や区役所における随時の電話や面接相談、また各種集団健康教室への来所者に対する個別相談など、対象者の心身の健康に関する総合的な助言・指導を行います。
新規	健康診査(若者·基本健診) [保健福祉局·健康推進課]	職場等で受診する機会のない者(18歳~39歳)や生活保護世帯の者に対し、糖尿病等の生活習慣病予防のための若者(基本)健診を実施します。また、出産後の母親についても健康を維持していくため、若者健診の受診促進や、健診をより受けやすい体制づくりを検討します。

# ② 発達の気になる子どもの早期発見、早期支援体制の強化

No.	事業名 [担当課]	事業概要
	わいわい子育て支援事業 〈す〈す〈子育て支援事業〉	心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に 応じ、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の 健全な発達を支援します。
	[子ども家庭局・子育て支援課]	《相談実施回数》 24 年度:104 回⇒31 年度:108 回
再掲	親子通園事業 [子ども家庭局・保育課]	直営保育所で「親子通園クラス」を運営し、 発達の気になる子どもを保護者とともに受け 入れ、保育所での遊びや体験、相談を通じて 継続的に支援します。 また、保健・医療・福祉・教育の関係機関 と連携しながら、児童の幼稚園、保育所など への移行を含めた伴走型支援を行います。 《実利用組数》 26 年度:40 組⇒31 年度:50 組

# ③ 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実

No.	事業名[担当課]	事業概要
	生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業 (のびのび赤ちゃん訪問事業) [子ども家庭局・子育て支援課]	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるよう、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。 《乳幼児全戸訪問の訪問率》 24年度:86.3%⇒31年度:100%

	産後うつ対策 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉  [子ども家庭局・子育て支援課]	産後のうつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、産後4か月までの家庭訪問時において、全ての産婦に産後うつなどを発見するための質問票を用いるとともに、医療機関と行政が連携し、産後うつに対して早期に対応します。
	育児支援家庭訪問事業 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や 負担の軽減を図るため、出産後間もない時期 やさまざまな原因で養育が困難になっている 家庭に対して、保健師等が訪問し、子育てに 関する情報提供や専門的な支援を行います。 《家庭訪問件数》 24年度:2,322件⇒31年度:2,856件
再掲	妊産婦・乳幼児なんでも相談等の実施 〈すくすく子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	育児不安の軽減を図るため、市民センター 等地域の身近な場所で、保健師による相談を 定期的に実施し、出産や育児、子どもの成長 発達についての個別相談や保健指導を行いま す。また、講話などにより子育てに関する情 報提供を行います。 《開催か所数》 24年度:全小学校区→現状維持
	乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業 〈すくすく子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	虐待につながりやすい状況を早期に把握し 予防するため、乳幼児健康診査未受診者に対 して、家庭訪問を実施し、受診勧奨するとと もに、養育に関する相談に応じます。 また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ管 理し、受診結果に応じて保健指導を行います。 《フォローアップ率》 24年度:100%→現状維持

	地域でつくる子育て応援事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	区の保健・医療・福祉・地域連携推進協議会やまちづくり協議会等と連携し、子育てに関するボランティア活動や地域特性を生かした子育て支援活動等を支援します。 《子育て支援のための活動件数》 24 年度: 142 回→現状維持
	保健・医療・福祉・地域連携システム 推進事業 [保健福祉局・いのちをつなぐネット ワーク推進課]	子どもから高齢者まで全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域住民をはじめ、地域団体、保健・医療・福祉団体、民間事業者、行政などの関係機関が、協働して会議や広報、啓発活動等を行い、区レベルで支援の必要な人を地域で支える地域福祉ネットワークの充実を図ります。
新規	妊娠期からの養育支援事業 〈す〈す〈子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	妊娠・出産・育児期において、産前産後の 心身の不調や家庭環境の問題など、特に養育 支援を必要とする家庭を早期に把握し、医療 機関と連携しながら、養育支援を行うことに より、家庭の養育力を高め、児童虐待を防止 します。

# ④ 基本的生活習慣の定着や食育の推進

No.	事業名[担当課]	事業概要
	育児教室等の実施 〈す〈す〈子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	乳幼児の子育てや食事等の基本的生活習慣等に関する知識の普及を図るため、赤ちゃんの育て方や子どもの心と身体の発育・しつけなど育児に必要な知識を中心とした講義や交流会を取り入れた教室を開催します。また、土・日曜日開催や託児を設けるなど、開催方法等を検討し、参加しやすい教室を実施します。 《育児教室開催回数》 24 年度:565 回⇒現状維持

	食を通じた乳幼児等の健康づくり事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	妊産婦や乳幼児の食事や栄養について、知識の普及と不安や悩みの軽減を図るため、実習形式で学べる教室の開催及び相談を行います。また、参加できない対象者については、リーフレットの配布等で啓発を行います。 《教室開催回数》 25年度:15回⇒31年度:18回
	親子ですすめる食育教室 [子ども家庭局・子育て支援課]	乳幼児期からの正しい食事の仕方や望ましい食習慣の定着のために、幼稚園や保育所等において、入所児童の保護者を対象に乳幼児期の食育について、栄養士の講話や調理実演などを行います。 《教室参加人数》 25 年度: 1,658 人⇒31 年度: 1,800 人
	「食育推進ネットワーク」の構築 [保健福祉局・健康推進課] [子ども家庭局・保育課] [産業経済局・6次産業・地産地消課] [教育委員会・企画課]	「第二次北九州市食育推進計画」に基づき、 食育を推進するため、食育に関する講演会や 普及啓発を行います。また、食育関係者のネットワークを構築し、情報交換会の開催や情 報発信を行うとともに、相互の連携・協力に よる食育を推進します。 《食育に関心がある人の割合(20歳以上)》 24年度:75.3%→30年度:90%以上
再掲	保育所入所児童への食育推進事業 [子ども家庭局・保育課]	保育所の入所児童を対象に野菜の栽培や調理などの体験活動を行います。また、給食を生きた食材として活用した、食育の推進を図ります。 《調理体験を実施している保育所の割合》 25 年度:94%⇒31 年度:98%

再掲	保育所を通じた家庭・地域への食育推 進事業 [子ども家庭局・保育課]	保育所において、入所児童の保護者や地域の子育て家庭を対象に、献立表や給食だよりの配布、給食試食会を行います。また、食に関する相談や講演会等を充実します。 《地域の子育て家庭に対し食に関する支援を実施している保育所の割合》 25 年度:66%⇒31 年度:70%
	歯科保健事業 [保健福祉局・健康推進課]	妊産婦、乳幼児やその養育者を対象としたさまざまな歯科保健事業(歯科健診、歯科保健指導、フッ化物塗布等)を実施し、むし歯等の歯科疾患の予防や適切な生活習慣の確立への支援を行い、健全な歯・口腔の育成と口腔機能の獲得を目指します。また、8020(ハチマルニイマル)運動の推進や歯と口の健康づくりの普及を目的に、啓発を行います。
新規	歯ッピー・ヘルシー北九州事業 [保健福祉局・健康推進課]	妊産婦歯科検診や歯周疾患検診を実施し、 成人期における歯周病の早期発見・早期対応 を行い、重症化の予防を図るとともに歯と口 の健康づくりに対する意識を向上させます。 また、口腔と全身の健康との関係に着目し た歯周病予防に関する啓発活動を行います。
新規	口腔保健支援センター運営事業 [保健福祉局・健康推進課]	本市の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進させるため、歯科口腔保健の推進に関する法律第15条に規定される「口腔保健支援センター」を設置し、歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発を進めます。また、関係機関・団体と連携し、市民の歯科疾患の予防等による口腔健康の保持増進に努めます。 《3歳児歯科検診を受診した人の割合》 24年度:54.9%→29年度:70%

拡充	市民センターを拠点とした健康づくり 事業 [保健福祉局・健康推進課]	市民センター等を拠点として、市民が主体となった話し合い、目標設定、計画づくり、 実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業を、まちづくり協議会、健康づくり推進員の会、食生活改善推進協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政(保健師等)などとの連携により行います。 《事業実施まちづくり協議会数》 24年度:111団体(81.6%) ⇒29年度:136団体(100%)
再掲	小児肥満対策事業 [子ども家庭局・保育課]	幼稚園、保育所を対象に身長体重バランス 値調査の実施や職員に対しての講習会を開催 します。また保護者に対して講話や相談会、 リーフレットの配布などを行い、小児肥満に 関する知識の普及、予防の啓発を行います。 《予防教室および相談会の実施回数》 24年度:2回⇒31年度:20回

# ⑤ 適切な思春期保健の推進

Æ 75 C		
No.	事業名 [担当課]	事業概要
	思春期保健連絡会  [子ども家庭局・子育て支援課]  [子ども家庭局・青少年課]  [教育委員会・指導第二課]  [保健福祉局・保健医療課]	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にする健康教育を推進するため、医療・学校・地域・行政等の関係者による連絡会を開催し、現状の把握や課題の共有および連携強化を図るとともに、思春期保健の対策等について協議します。 また、協議の結果等を踏まえ、思春期の健康教育を効果的に実施するとともに、今後は「思いがけない妊娠」への相談対応や予防対策を検討します。 《教室実施回数》 24年度:47回⇒31年度:100回

# 施策(2)母子医療

# 【元気発進!子どもプランの実績・成果】

周産期医療体制については、総合周産期母子医療センター(市立医療センター、産業医科大学病院)を含む市内 4 病院で、リスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を効果的に提供するとともに、正常分娩を担当する病院・診療所との役割分担・連携を促進しました。

また、北九州市立八幡病院内の小児救急センターをはじめとする 24 時間 365 日対応の小児 救急医療体制により、軽症から重症患者まで総合的な小児救急医療を提供しています。

経済的負担軽減としては、子どもにかかる医療費の負担軽減を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成している「乳幼児等医療費支給制度」について、平成22年度から入院医療費の助成対象年齢を小学6年まで、平成23年度から中学3年まで拡充してきました。

さらに、不妊に悩む方の心理的負担や治療費の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費の 公費助成を拡充するとともに、専門の窓口で相談に応じました。また、不妊に悩む方同士の交流 会も開催しました。

このように、安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠・出産から乳幼児期など子どもの医療体制の充実等に努めてきました。

#### 【現状・課題】

#### ア. 周産期医療や小児救急医療体制

《現状》

本市の周産期医療については、医療機関の役割分担と連携による産科連携体制を構築するなど先進的な取り組みを行っており、小児救急医療体制も全国的に評価されています。しかし、 全国的な医師不足の中、本市も同様の傾向が見られます。

#### 《課題》

● 産科医や小児科医の確保に努めるとともに、優れた周産期医療体制や小児救急医療体制を維持していく必要があります。

#### イ. 予防接種の接種状況

《現状》

感染症から子どもを守るために、予防接種は非常に効果の高い手段の一つです。本市では、 予防接種法に基づき、麻しん(はしか)や風しん、ヒブ、小児用肺炎球菌などの定期予防接種 を実施していますが、接種していない子どもがいます。

#### 《課題》

- 子どもを対象とした予防接種の接種者数・接種率は、高水準で推移していますが、一定程度の未接種者が存在していることから、さらなる接種勧奨を強化していく必要があります。
- 風しんについては、成人を対象とした抗体検査を実施し、効果的な予防接種の実施と、先天性風しん症候群の発生予防と将来の感染拡大防止に取り組む必要があります。

# ウ. 不妊症と不妊予防

#### 《現状》

体外受精や顕微授精などの特定不妊治療は、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかります。また、不妊の要因や治療に関する情報が、まだ十分に周知されていないことから、不妊について約2割の方が不安を感じています。さらに、結婚年齢の上昇や晩産化による妊娠や出産に与える影響も指摘されています。

#### 《課題》

● 安全、安心に妊娠・出産ができる環境づくりを進めるため、不妊治療に関する支援を充実させるとともに、不妊の要因や出産リスクなどについての啓発に取り組む必要があります。

### 【施策の方向性・柱】

『周産期医療体制や小児救急医療体制の維持・確保』

- ① 周産期医療・小児救急医療体制の維持・確保 安心して子どもを生み育てることができるよう、周産期医療や小児救急医療などの体制を維持します。
- ② 子どもの感染症予防の推進 感染症から子どもを守り、安心して子どもを生み育てる環境づくりのため、定期予防接種 の必要性について理解を深め、接種率の向上など、適切な実施に取り組みます。
- ③ 不妊治療に関する支援の充実および市民の理解促進 不妊治療について経済的負担の軽減を図るとともに、不妊に関する広報等を行い、治療を 行う夫婦のみならずその家族や市民にも不妊治療に関する理解を深めます。

### 【成果の指標(目標)】

1 周産期医療、小児救急医療体制 (維持)

#### (参考データ)

#### ○ 保護者がより力を入れて欲しい子育て支援策

就学前	・安心して妊娠・出産、子育てできる医療体制(46.8%)	
児童	・子どもの健全な発育に資する、乳幼児の健診や相談などの保育サービス(20.4%)	
小学生 ・救急医療をはじめとする子どもの医療体制(46.4%)		
中学·	************************************	
高校生	・救急医療をはじめとする子どもの医療体制(41.4%)	

資料:子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成25年度)

注:複数回答

#### 〇 小児科救急の現状

	平成 24 年度
小児救急の患者数	35,354 人

注: 小児救急センター、夜間・休日急患センター、門司・若松休日急患診療所の患者数をあわせたもの。

#### ○ 不妊について不安や心配があると感じている人(18歳以上40歳未満の男女)

男性	女性	全体
13.2%	29.1%	19.0%

資料:子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成25年度)

# ■ 具体的な取り組み

# ① 周産期医療・小児救急医療体制の維持・確保

No.	事業名 [担当課]	事業概要
	周産期医療体制の維持・確保 [病院局・経営課] [保健福祉局・保健医療課]	母親が安心して出産し、子ども達が健やかに成長できるよう市内の周産期に関わる医療機関による産科連携体制の下、総合周産期母子医療センター等の4つの基幹病院を中核として、リスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を提供します。また、北九州市医師会が行う医師確保に関する事業への支援を行い、産科等医師の安定的な確保に努めます。
	小児救急医療体制の維持・確保 [病院局・経営課] [保健福祉局・保健医療課]	軽症から重症患者までの救急医療を提供する小児救急センター(市立八幡病院に併設)を含め、4つの医療機関が24時間体制で小児の救急患者を受け入れる体制を維持・確保するとともに、市内の小児科に関わる医療機関との連携を図ります。 また、小児医療関係者と協議を行い、小児救急や虐待防止など小児医療に関する先進都市を目指します。
	乳幼児等医療費支給事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	乳幼児等の健康の保持と健やかな育成を図 るため、乳幼児等の保険診療による医療費の 自己負担額を助成します。
	母子公費負担医療費助成 [子ども家庭局・子育て支援課]	妊娠中の疾病や未熟児・心身障害児の重症 化を抑制するとともに、保護者の医療費負担 の軽減などを図るため、医療費の公費負担等 を行います。また、保護者の心身の負担軽減 や療育生活の充実を図るため、家庭訪問等に よる支援を実施します。

	再掲	多子減免制度 (国民健康保険の減免制度)	前年の世帯の総所得金額等が 300 万円以 下で、18 歳未満の 2 人以上の子等を扶養す
			る世帯において、国民健康保険料のうち所得
		[保健福祉局・保険年金課]	に対する部分(所得割額)を減額します。

# ② 子どもの感染症予防の推進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
	[ [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [	
	予防接種事業 「個標標」	予防接種法で指定する疾病の発生およびまん延を予防することを目的に、各医療機関で 予防接種を行います。また、感染症から子どもを守り、安心して子どもを生み育てる環境
	[保健福祉局•保健医療課]	づくりのため、定期予防接種について理解を 深め、接種率の向上等、適切な実施に取り組 みます。

# ③ 不妊治療に関する支援の充実および市民の理解促進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
拡充	不妊に悩む方への特定治療支援事業 および不妊等専門相談 [子ども家庭局・子育て支援課]	不妊に悩む夫婦が、経済的理由で不妊治療を断念することがないよう、医療費が高額な特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。また、専門相談窓口を設置し、不妊の要因について啓発普及を推進するとともに、不妊に関するさまざまな相談に応じることで、心身の悩みを軽減します。 今後は不妊の専門相談に加え、不育や思いがけない妊娠、性感染症を含む、思春期から更年期にいたる女性特有の健康の悩みに対応する相談機能の拡充を検討します。 《不妊の専門相談件数》 24年度:367件→増加

# 施策(3)子育ての悩みや不安への対応

### 【元気発進!子どもプランの実績・成果】

親子の交流の場としては、北九州市の子育て支援拠点施設として「子どもの館」と「子育てふれあい交流プラザ」を設置・運営しています。区においては、区役所や一部の児童館に 17 か所の「親子ふれあいルーム」を、保育所などに「地域子育て支援センター」を設置し、多くの親子が利用しています。

また、身近な地域で子育てを支える取り組みを進めるため、育児サークルやフリースペース活動への支援、子育てサポーターと連携した支援活動など、市民センター等を拠点としたさまざまな子育て支援に取り組みました。

子どもや家庭に関する総合的な相談窓口として、「子ども・家庭相談コーナー」を全区役所に 設置し、さまざまな相談に応じるとともに、市民センター等身近な場所で、妊産婦・乳幼児なん でも相談を定期的に開催するなど、相談しやすい環境づくりに取り組みました。

さらに、平成 20 年度から授乳やおむつ替えができる施設などを「赤ちゃんの駅」として登録し、官民が協力しながら子育て家庭が安小して外出できる環境づくりを進めています。

子どもや子育てに関わる情報提供としては、情報誌「北九州市こそだて情報」の発行や、地図と施設情報などをリンクさせたホームページ「子育てマップ北九州」の開設などにより、子育て家庭がいつでも手軽に必要な情報が入手できるよう工夫しています。

このように、親子が交流できる場や相談窓口の整備、複数の媒体による情報提供などにより子育て中の保護者の悩みや不安などの緩和に努めてきました。

#### 【現状・課題】

#### ア. 子育てに対する悩み・不安

《現状》

子育ての悩みや不安を感じている保護者の割合は、就学前児童では約4割、小学生では約5割、中学・高校生では約7割と、子どもの年齢が上がるほど増加しています。悩みや不安の内容は、子どもへの接し方や、教育や発達、経済的な負担、友達づきあいなど、多様化・複雑化しています。また、多くの保護者がより力を入れてほしい子育て支援策として、経済的な支援を望んでいます。

#### 《課題》

- 親子が気軽に集い、交流、情報交換、子育て相談ができる場などの充実を図る必要があります。
- 子育でに係る経済的な負担の軽減について検討していく必要があります。

#### イ.地域における子育て支援のあり方

《現状》

地域のつながりが希薄化していると言われている中で、子育て中の親子が孤立しないよう、地域社会全体で子育てを見守り、支えていくという意識の醸成、環境整備が期待されています。

#### 《課題》

- 身近な地域で親子を支える仕組みづくりや、地域社会全体で子どもの成長や子育て家庭を支えるという意識を市民に啓発する必要があります。
- 地域において自主的に活動している育児サークル等の実態把握や、それらの団体への支援や ネットワーク化の必要があります。

#### ウ. 子育てに関する相談体制

《現状》

区役所「子ども・家庭相談コーナー」の相談件数は、平成 20 年度 63,992 件から平成 24 年度 77,404 件へと増加しており、相談内容も多岐にわたり複雑化しています。

#### 《課題》

● 子どもや子育てに関する相談窓口が、市民にとって分かりやすく、利用しやすいものになるよう充実を図る必要があります。

#### 工. 子育てに関する情報提供

《現状》

子育てに関する情報を入手する方法が、情報誌やホームページだけでなく、親族や友人などのロコミ、幼稚園、保育所からの情報など多様化しています。一方、行政から発信する情報が必要としている市民に十分届いていないという意見や、行政がより一層子育てに関する情報を発信してほしいという意見が少なくありません。

#### 《課題》

● 必要とされる子育てに関する情報がタイムリーに市民に届くよう、情報提供のあり方を見直すとともに、内容を充実させる必要があります。

### 【施策の方向性・柱】

『市民みんなで子どもや家庭を支援する、子育てに優しい地域社会の実現』

① 地域における子育て支援の環境づくり

身近な地域における子育てを支えるネットワークづくりなど地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを進めます。また、子育て家庭の状況に応じて、必要な人に必要な経済的支援を適切に行います。

- ② 市民が利用しやすい相談体制 子育てに悩みや不安を持つ保護者が、分かりやすく利用しやすい相談体制を整備します。
- ③ 必要とされる子育でに関する情報が市民に届く仕組みづくり 子育で中の人が知りたい情報を手軽に入手できるよう、情報誌やホームページなどを活用 した情報提供を行います。
- ④ 多様化・複雑化した悩みへの支援(施策の分類に当てはまりにくい取り組み) 子育ての悩みは、社会環境の変化に応じて多様化・複雑化してきており、これまでなかったような悩みも発生しています。これらの悩みに対応し、少しでも軽減が図られるよう、工夫しながら支援に取り組みます。

#### 【成果の指標(目標)】

|1|| 子育ての悩みや不安を感じる人の割合

(i)就学前児童 (25年度:44.7%⇒減少)(ii)小学生 (25年度:51.7%⇒減少)(iii)中・高校生 (25年度:69.1%⇒減少)

2 子育てが地域の人に支えられていると感じる人の割合

(i)就学前児童 (25 年度:44.3%⇒増加)(ii)小学生 (25 年度:59.9%⇒増加)(iii)中・高校生 (25 年度:50.1%⇒増加)

#### (参考データ)

#### ○ 子育ての悩みや不安を感じている保護者の割合

	平成 20 年度	平成 25 年度
就学前児童の保護者	53.9%	44.7%
小学生の保護者	64.3%	51.7%
中学・高校生の保護者	72.8%	69.1%

資料:子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成25年度)

#### ○ 保護者が子育てに関して日常的に悩んでいること(抜粋)

就	1位 子どもを叱りすぎている気がする(42.5%)
就学前児童	2位 食事や栄養(40.4%)
童	3位 病気や発育・発達(33.5%)
小	1位 子どもを叱りすぎている気がする(38.5%)
学生	2位 子どもの教育(37.1%)
土	3位 友だちづきあい(26.3%)
中学	1位 卒業後の進路に関すること(70.1%)
高	2位 子どもの学業(成績等)に関すること(62.4%)
高校生	3位 将来の子ども就職に関すること(58.5%)

資料:子ども·子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

注:複数回答

### ○ 保護者がより力を入れてほしい子育て支援策(抜粋)

就学前児童	1位 子育てに関する公的な経済的支援(63.6%)
前	2位 安心して子育てと仕事を両立できる職場環境(58.5%)
童	3位 子育て家庭が利用しやすい、公園や子育て支援施設等(52.2%)
ds	1位 いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設(62.4%)
小学生	2位 救急医療をはじめとする子どもの医療体制(46.4%)
	3位 子育てに関する公的な経済的支援(44.9%)
<u>.</u>	1位 子育てに関する公的な経済的支援(48.1%)
学高校生	2位 いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設(41.6%)
校生	3位 救急医療をはじめとする子どもの医療体制(41.4%)

資料:子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

注:複数回答

#### ○ 子どもが希望する子育て支援策(抜粋)

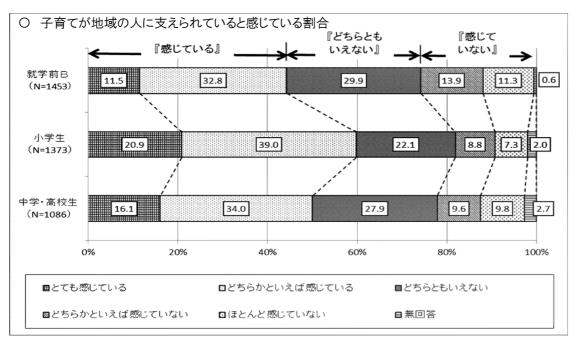
小	1位 放課後や休みの日に、安心して遊べ、学び、体験できる施設・場所(54.8%)
学生	2位 いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設(54.6%)
年 (	3位 安全で暮らしやすい居住空間や道路環境の整備(34.1%)
中学	1位 学業や進路、就業に関する不安や悩みを気軽に相談できる施設・場所(39.9%)
一高	2位 放課後や休みの日に、安心して遊べ、学び、体験できる施設・場所(35.3%)
· 高 校 生	3位 いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設(33.6%)

資料:子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成25年度) 注:複数回答

#### ○ より力を入れて欲しい情報発信の手段(抜粋)

就	1位 保育所、幼稚園(56.0%)
学	2位 市政だよりなどの市の発行物(36.3%)
就学前児童	3位 無料で配布される地域の情報誌(28.8%)
里	4位 スマートフォン(25.1%)
	1位 学校(77.1%)
小 学 生	2位 市政だよりなどの市の発行物(36.3%)
生	3位 区役所や市の機関(19.4%)
	4位 無料で配布される地域の情報誌(28.8%)
中	1位 学校(77.1%)
学高校生	2位 市政だよりなどの市の発行物(36.3%)
	3位 テレビ、ラジオ(23.8%)
生	4位 区役所や市の機関(19.4%)

資料:子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成25年度) 注:複数回答



# ■ 具体的な取り組み

# ① 地域における子育て支援の環境づくり

# 【地域や家庭への啓発】

No.	事業名[担当課]	事業概要
	子ども家庭レポートの発行 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	本市が取り組んでいる子どもの健全育成や 子育て支援についての成果や課題、データを 盛り込んだ「子ども家庭レポート」を発行し、 幅広く市民に周知することにより、子どもの 成長と子育てを地域で支える環境づくりに努 めます。
	人にやさしいまちづくりの推進 [保健福祉局・総務課]	子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して快適に生活できる「人にやさしいまち」を実現するため、年齢や障害の有無などの違いを相互に理解し、尊重し合う「心のバリアフリー」を推進するための啓発事業や情報提供を行います。
	子どもの人権に関する啓発 [保健福祉局・人権文化推進課]	子どもの人権を尊重する意識を高めるために、人権週間記念講演会、ふれあいフェスタなどの行事や、人権啓発映画の制作・放送、人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」の制作・放送、人権の約束運動などを通じて、子どもの人権についての普及・啓発に努めます。  《ふれあいフェスタ等参加者数》  24年度:8,300人⇒29年度:8,500人

# 【地域における子育て支援】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
	赤ちゃんの駅登録事業 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	官民が協力して、乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を、「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを行います。 《登録施設数》 24年度:352施設⇒31年度:400施設
	親子ふれあいルームの充実 [子ども家庭局・子育て支援課]	子育て中の親と子が気軽に集い、相互に交流を図る場である親子ふれあいルームを運営し、施設の充実を図ります。また、市民センターをはじめ、子育て支援団体、育児サークル等と連携し、ネットワーク化を図るなど、地域における子育て支援に取り組みます。 《利用者数(乳幼児数)》 25 年度:41,911 人⇒31 年度:44,489 人
	「わらべの日」(子育て支援の日)事業 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	中学生以下の子どもを連れた家族や団体等が、協力施設・店舗を利用すると、割引やサービスを受けることができる「わらべの日」(毎月第二日曜日)を設け、子どもと親がふれあう機会を拡大し、家庭・企業・地域全体が協働で子育てを支援する意識の醸成を図ります。
		《協力店舗・施設数》 24 年度:309 施設⇒31 年度:500 施設

再掲	地域でつくる子育て応援事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	区の保健・医療・福祉・地域連携推進協議会やまちづくり協議会等と連携し、子育てに関するボランティア活動や地域特性を生かした子育て支援活動等を支援します。 《子育で支援のための活動件数》 24年度:142回⇒現状維持
	育児サークル・フリースペース活動へ の支援 〈みんなの子育で・親育ち支援事業〉 [子ども家庭局・子育で支援課]	乳幼児の親同士が交流を通じて、自主的な活動を行えるよう育児サークルを支援します。また、自由に参加・利用できるフリースペースの活動を支援するとともに、地域で子育てをしやすいシステムづくり、仲間づくりを支援します。  《子育てに関わる団体等への補助件数》 24年度:100件⇒31年度:110件
再掲	日本語と子育て教室 〈(公財)北九州国際交流協会補助金〉 [総務企画局・国際政策課]	外国人市民の子育ての悩みなどの負担軽減等を図るため、外国人市民を対象とした日本語教室を子育て支援施設で開催し、あわせて子育て相談を行います。 《教室参加者数》 24 年度: 749 人⇒現状維持(750 人以上)
再掲	保健・医療・福祉・地域連携システム 推進事業 [保健福祉局・いのちをつなぐネット ワーク推進課]	子どもから高齢者まで全ての人が住み慣れ た地域で安心して暮らしていくため、地域住 民をはじめ、地域団体、保健・医療・福祉団 体、民間事業者、行政などの関係機関が、協 働して会議や広報、啓発活動等を行い、区し ベルで支援の必要な人を地域で支える地域福 祉ネットワークの充実を図ります。

学校支援地域本部事業 [教育委員会·生涯学習課]	教員が子どもと向き合う時間の拡充や地域の教育力の向上を図るため、各学校支援地域本部に地域コーディネーターを配置し、地域の協力のもと学校の要望に応じて教育活動を支援する体制づくりを推進します。 具体的には、地域のボランティアの協力による登下校時の安全指導、環境整備支援、学校行事支援、学習支援など教育活動の支援を行っています。 《学校支援地域本部設置中学校区数》 25 年度:28 中学校区→30 年度:全中学校区
子育てネットワークの充実 [教育委員会・生涯学習課]	子育てに関する保護者の悩みや不安の軽減を図るため、市民センターにおける「育児サークル」や「フリースペース」等での活動を支援する子育てサポーターを養成します。また、子育てサポーター向けのフォローアップ研修やリーダー養成研修を実施するほか、交流会を開催し、サポーター同士の情報交換等を通して相互の連携・協力を図ります。

# 【子育て支援拠点施設】

No.	事業名[担当課]	事業概要
	子どもの館・子育てふれあい交流プラ ザの運営 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	子どもの豊かな感性や創造力を育み、子育 て中の保護者が持つ負担や不安感を解消する ための総合的な子育て支援拠点施設として、 「子どもの館」や「子育てふれあい交流プラ ザ」の運営を行います。 《子どもの館年間入場者数》 24年度:702,826人 ⇒31年度:750,000人 《子育てふれあい交流プラザ年間入場者数》 24年度:432,109人 ⇒31年度:450,000人

【幼稚園、保育所等施設における地域に対する子育て支援】

	休月が寺地政にのける地域に対する丁月(文族)	
No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲	親子通園事業 [子ども家庭局・保育課]	直営保育所で「親子通園クラス」を運営し、 発達の気になる子どもを保護者とともに受け 入れ、保育所での遊びや体験、相談を通じて 継続的に支援します。 また、保健・医療・福祉・教育の関係機関 と連携しながら、児童の幼稚園、保育所等へ の移行を含めた伴走型支援を行います。 《実利用組数》 26年度:40組⇒31年度:50組
再掲	地域子育て支援センター事業 [子ども家庭局・保育課]	子育て家庭への支援活動を企画、調整、実施する保育士等の職員を配置し、育児不安等についての相談・指導や育児サークル等への支援を行います。
再掲	子育て支援員の養成・配置 [子ども家庭局・保育課]	北九州市社会福祉研修所で「子育て支援員養成研修」を実施します。保育士を「子育て支援員」として養成し、子育て相談や育児サークルの支援等、地域に根ざす保育所として、子育て家庭支援の中心的役割を担います。 《配置施設数》 25 年度:全ての保育所→現状維持
再掲	保育所における地域活動事業 [子ども家庭局・保育課]	保育の専門知識を生かし、在園児だけではなく近隣の在宅親子へ育児情報の提供を行ったり、育児相談を行ったりして、子育ての悩みや不安を緩和する役割を担います。また、施設や園庭等を活用した幅広い活動を実施し、開かれた保育所づくりを推進します。 《実施施設数》 25 年度: 151 施設⇒31 年度:全ての保育所

再掲	幼稚園における子育て支援機能の充実 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	私立幼稚園における未就園児の親子登園や育児サークル支援、園庭・園舎開放などの実施を支援します。また、幼稚園教諭の研修参加を促進し、子育て支援機能を高めます。さらに、子ども・子育て支援新制度における施設型給付等により、子育て支援機能の充実に向けた取組みを支援します。
	ショートステイ·トワイライトステイ 事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	24 年度:93 施設⇒31 年度:全施設 児童養護施設等において、保護者の疾病、 冠婚葬祭、出張等の理由により宿泊を伴う一時的保育を行う「ショートステイ」と、保護者の仕事の都合等により帰宅が夜間にわたるため生活指導や夕食の提供を行う「トワイライトステイ」を実施します。また、「ほっと子育てふれあい事業」など他の関連サービスとの十分な連携を図り、利用しやすい環境づくりに努めます。

# 【地域の子育て支援の人材の活用・育成】

No.	事業名[担当課]	事業概要
	ほっと子育てふれあい事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	ほっと子育てふれあいセンターにおいて、 地域で子育ての援助を行いたい人と子育ての 援助を受けたい人とで、ボランティア組織を つくり、会員同士で子どもの預かりや送迎な ど子育てサービスを行います。 《会員数》 24 年度: 2,556 人⇒31 年度: 2,600 人

再掲	放課後児童ヘルパーの活用 [子ども家庭局・子育て支援課]	地域の特色を生かした放課後児童クラブの活動を推進していくため、各クラブにおいて、地域の人材を「放課後児童ヘルパー」として活用するための取り組みを支援していきます。 《ヘルパー活用クラブの割合》 24 年度: 18.7%⇒31 年度: 100%
	社会福祉ボランティア大学校運営委託 [保健福祉局・いのちをつなぐネット ワーク推進課]	地域福祉活動やボランティア活動を担う人 材育成に資するため、ボランティア・市民活 動センターと一体となり、市民に広く研修機 会を提供します。
	シルバー人材センターによる高齢者活用子育て支援事業	シルバー人材センターの業務の一つとして、子守、保育所の送迎、保育補助、産前産後の手伝い、託児等を実施します。
	[産業経済局・雇用政策課]	24 年度:382 件⇒31 年度:400 件
	スクールヘルパーの配置 [教育委員会・指導企画課]	保護者や地域の方などを「スクールヘルパー」として学校に登録し、学校教育の場においてボランティアとして教育活動支援を行います。     具体的には、校内巡視活動や登下校時の見守りなどの安全対策活動や、学校図書館運営の支援(ブックヘルパー)など、学校の教育活動の支援を行います。
		《延べ活動数》 30 年度:120,000 人程度
	経済界との連携による学校支援事業 [教育委員会・生涯学習課]	経済界との連携により、企業がもつ人材や経営のノウハウなどを生かし、出前授業や体験活動などに取り組みます。 〇PTA活動活性化の支援 〇企業従業員の親学支援 など
		《小学校応援団による支援対象校数》 24 年度:13 小学校⇒31 年度:全小学校

【ボランティアやNPO活動への支援・育成】

No.	事業名[担当課]	事業概要
	NPO・ボランティア活動促進事業 [市民文化スポーツ局・市民活動推進課]	市民活動促進のため、市民活動サポートセンターを拠点として、NPO・ボランティア活動や協働等に関する相談、情報提供、研修の開催などの各種支援を実施します。
	市民活動保険 「市民文化スポーツ局・市民活動推進課」	市民が安心して地域活動やボランティア活動に参加できるよう、北九州市が保険料を負担して、活動中の思わぬ事故によって経済的な負担が重くならないように、一定水準の補償を行う保険制度を実施します。
	NPO公益活動支援事業 [市民文化スポーツ局・市民活動推進課]	NPO等が専門性を発揮して行う取り組み や、市と協働した取り組みに対して、事業費 の一部を助成するなどの支援を行います。 《補助金交付件数》 25 年度:52 件⇒31 年度:78 件
	ボランティア活動促進事業 [保健福祉局・いのちをつなぐネット ワーク推進課]	北九州市社会福祉協議会が実施しているボランティアの育成、コーディネート、情報収集・発信等のボランティア活動支援に対して補助金を交付します。  《ボランティア登録団体数》 25 年度:618 団体⇒増加 《ボランティア登録人数》 25 年度:22,671 人⇒増加

# 【市民センターの活用と地域活動への支援】

No.	事業名[担当課]	事業概要
	コミュニティ支援機能の充実 〈地域総括補助金〉 [市民文化スポーツ局・地域振興課]	地域住民が一体となった、住民主体の地域 づくり・まちづくりを促進するため、市の各 部局が事業ごとに地域団体に交付していた補 助金を可能な限り一本化し、まちづくり協議 会に交付します。 《地域総括補助金導入団体数》 25 年度: 128 団体→31 年度: 137 団体
再掲	市民センターを拠点とした健康づくり 事業 [保健福祉局・健康推進課]	市民センター等を拠点として、市民が主体となって「目標設定、計画づくり、実践、事業評価」を一つのサイクルとした健康づくり事業を実施します。この取り組みには、住民やまちづくり協議会、健康づくり推進員の会、食生活改善推進協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政(保健師等)などが連携して行います。  《事業実施まちづくり協議会数》 24年度:111団体(81.6%) ⇒29年度:136団体(100%)

# 【子育てに係る経済的な負担の軽減】

No.	事業名[担当課]	事業概要
再掲	乳幼児等医療費支給事業	乳幼児等の健康の保持と健やかな育成を図るため、乳体児等の保険診療による医療機の
	[子ども家庭局・子育て支援課]	るため、乳幼児等の保険診療による医療費の 自己負担額を助成します。

拡充	不妊に悩む方への特定治療支援事業 および不妊等専門相談 [子ども家庭局・子育て支援課]	不妊に悩む夫婦が、経済的理由で不妊治療を断念することがないよう、医療費が高額な特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。また、専門相談窓口を設置し、不妊の要因について啓発普及を推進するとともに、不妊に関するさまざまな相談に応じることで、心身の悩みを軽減します。今後は不妊の専門相談に加え、不育や思いがけない妊娠、性感染症を含む、思春期から更年期にいたる女性特有の健康の悩みに対応する相談機能の拡充を検討します。  《不妊の専門相談件数》 24年度:367件⇒増加
	児童手当 [子ども家庭局・子育て支援課]	次代の社会を担う子どもの育ちを支援することを目的に、児童手当を支給します。
再掲	母子父子寡婦福祉資金貸付金 [子ども家庭局・子育て支援課]	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立の促進および生活意欲の向上を図るため、貸付の利用を促進します。 《貸付件数》 24 年度:625 件⇒増加
再掲	ひとり親家庭等医療費支給事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	母子家庭の母または父子家庭の父および児 童、父母のない児童の健康の向上と福祉の増 進を図るため、保険診療による医療費の自己 負担額を助成します。
再掲	児童扶養手当 [子ども家庭局・子育て支援課]	児童の福祉の増進を図ることを目的として、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給します。

再掲	母子公費負担医療費助成 [子ども家庭局・子育て支援課]	妊娠中の疾病や未熟児・心身障害児の重症 化を抑制するとともに、保護者の医療費負担 の軽減などを図るため、医療費の公費負担等 を行います。また、保護者の心身の負担軽減 や療育生活の充実を図るため、家庭訪問等に よる支援を実施します。
再掲	障害児福祉手当 [保健福祉局·障害福祉課]	日常生活において、常時、特別な介護を必要とする 20 歳未満の在宅の重度の障害のある子どもに対し、その障害によって生じる特別な負担の軽減を図ることを目的として手当を支給します。
再掲	特別児童扶養手当 [保健福祉局·障害福祉課]	身体障害・知的障害・精神障害の状態(重度・中度)にある 20 歳未満の障害のある子どもを扶養している父母等に手当を支給します。
再掲	重度障害者医療費支給制度 [保健福祉局・障害福祉課]	重度の障害のある子どもの健康の保持および福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成します。
再掲	重度障害者タクシー乗車運賃助成事業 [保健福祉局・障害福祉課]	在宅の重度障害児(者)の社会参加の促進を図るため、タクシーの乗車運賃の一部を助成し、重度障害児(者)の外出を支援します。 《助成者数》 24年度:4,755人⇒増加
再掲	国民健康保険出産育児一時金の給付 [保健福祉局・保険年金課]	出産育児に係る経済的な負担を軽減するため、他の健康保険で実施されている制度と同様、出産時に世帯主に対して、出産育児一時金を支給します。 また、被保険者への負担軽減をより一層進めるため、国民健康保険から医療機関等に出産に係る費用を直接支払う制度(直接支払制度)を実施します。

	多子減免制度 〈国民健康保険の減免制度〉 [保健福祉局・保険年金課]	前年の世帯の総所得金額等が300万円以下で、18歳未満の2人以上の子等を扶養する世帯において、国民健康保険料のうち所得に対する部分(所得割額)を減額します。
	私立幼稚園就園奨励事業 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	保護者の経済的負担の軽減と公私幼稚園間 の保護者負担の格差是正を図るため、私立幼 稚園に通う園児の世帯に対して、所得に応じ て保育料等への補助を行います。
新規再掲	私立幼稚園等保育料の負担軽減 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	「子ども・子育て支援新制度」に移行する 私立幼稚園等については、国の示す利用者負 担額を基準としながら、市独自の負担軽減に 努めます。
再掲	保育料の軽減 [子ども家庭局・保育課]	保育料は、国の示す基準額に基づいて定めることを基本としています。市独自の措置として保護者負担の軽減に努めます。

# ② 市民が利用しやすい相談体制

No.	事業名 [担当課]	事業概要
	子ども・家庭相談コーナー運営事業  [子ども家庭局・子育て支援課]	区役所の子ども・家庭相談コーナーで、子 どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、そ れぞれの内容に応じた支援・対応を行い、相 談者の不安や負担感の軽減を図ります。 《相談件数》 24年度:77,404人⇒増加

再掲	子育て支援総合コーディネーター事業 [子ども家庭局・保育課]	子育て支援サロン"ぴあちぇーれ"に子育て支援総合コーディネーターを配置し、面接、電話やメールによる子育てに関する相談の対応を行い、必要な関係機関との連携、調整等の支援を行います。 また、育児講座を開催するなど、子育て支援の充実を図ります。 《育児講座実施回数》 24年度:10回⇒31年度:10回
再掲	妊産婦・乳幼児なんでも相談等の実施 〈す〈す〈子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	育児不安の軽減を図るため、市民センター等地域の身近な場所で、保健師による相談を定期的に実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行います。また、講話などにより子育てに関する情報提供を行います。 《開催箇所数》 24年度:全小学校区⇒現状維持
	子ども総合センターの運営 [子ども家庭局・子ども総合センター]	児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行います。また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組みます。
	24 時間「子ども相談ホットライン」事業 業 [子ども家庭局・子ども総合センター]	いじめ・不登校等子どもの不安や悩み、保護者の子育てに関する悩み、児童虐待の緊急対応など、24時間体制で電話相談を受け付けます。

	保健福祉オンブズパーソン事業 [保健福祉局・監査指導課]	市が実施し、または所管する保健福祉サービスに関する利用者および利用希望者からの苦情を、中立かつ公正な第三者である保健福祉オンブズパーソンを通して簡易かつ迅速に処理することにより、利用者等の権利および利益を保護し、保健福祉サービスの質の確保を図るとともに、子育てに優しいまちづくりを推進します。
再掲	高齢者・障害者相談コーナーの運営 [保健福祉局・障害福祉課]	障害者や高齢者の状況に応じた総合的なサービスを提供するため、各区役所において、 健康づくりから介護サービスまであらゆる相 談を受け付けます。

# ③ 必要とされる子育てに関する情報が市民に届く仕組みづくり

No.	事業名 [担当課]	事業概要
	子育て支援に関する情報発信の充実・ 強化 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	子育て中の人が、子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ手軽に入手できるよう、ホームページやフェイスブック、情報誌の内容や、情報提供方法の充実を図ることにより、必要とされる子育てに関する情報が、市民に届く仕組みを構築します。
再掲	幼稚園・保育所等情報の積極的な提供 [子ども家庭局・子ども家庭政策課] [子ども家庭局・保育課] [教育委員会・指導第一課]	市民に愛され親しまれる幼稚園、保育所等となるため、また、市民が幼稚園、保育所等を選択する際の一助となるよう、ホームページの充実や、ガイドブックの作成などにより、積極的に、幼稚園、保育所等の情報提供に取り組みます。 さらに、タイムリーな情報提供を充実させるため、幼稚園、保育所等に通う子どもや保護者向けの情報を、幼稚園、保育所等を通して提供します。

市政だより、市政テレビ、ホームページ等による子育てに関する情報提供 [広報室・広報課]	市政だよりの「特集」掲載や、市政テレビによる子育てに関する番組の放送、ホームページによる年間を通じた情報発信などにより、より多くの市民に効果的に子育てに関する情報を提供します。
教育委員会の広報・広聴機能の充実 [教育委員会・企画課]	教育委員会広報紙、ホームページや報道機関に対する情報提供などにより、学校や地域、行政などが行う教育活動等を市民に情報発信するとともに、広く市民からの意見を聴取し、開かれた教育委員会を目指します。 《パブリシティー活動件数》 25 年度:157件⇒30 年度:250件
学校開放週間 [教育委員会•指導企画課]	学校教育に対する理解を深めるとともに、 学校の情報を市民と共有することを目的として、11月1日から7日までを中心とした期間に、保護者や市民が自由に学校・園を見学できる「学校開放週間」を実施します。

# ④ 多様化・複雑化した悩みへの支援(施策の分類に当てはまりにくい取り組み)

結婚を希望する若者への支援 [子ども家庭局・青少年課]	若者応援サイト「YELL」などを活用し 情報発信しながら、結婚や家族を持つことに について、考えるきっかけづくりに取り組み ます。また、行政が担う「支援」として、ど のような形がふさわしいのか検討を行いま す。
 不妊に悩む方への特定治療支援事業 および不妊等専門相談 [子ども家庭局・子育て支援課]	不妊に悩む夫婦が、経済的理由で不妊治療を断念することがないよう、医療費が高額な特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。また、専門相談窓口を設置し、不妊の要因について啓発普及を推進するとともに、不妊に関するさまざまな相談に応じることで、心身の悩みを軽減します。 今後は不妊の専門相談に加え、不育や思いがけない妊娠、性感染症を含む、思春期から更年期にいたる女性特有の健康の悩みに対応する相談機能の拡充を検討します。  《不妊の専門相談件数》 24年度:367件→増加

# 施策(4)家庭の教育力の向上

## 【元気発進!子どもプランの実績・成果】

教育の原点であり、出発点でもある家庭は、子どもが基本的な生活習慣を身に付け、善悪の判断・規範意識などの倫理観、思いやり、社会的ルール等を学び、心身ともに健やかに育つための重要な役割を担っています

妊娠・出産・乳幼児期においては、「母親学級」や「育児学級」等を開催し、妊娠中の母体の健康管理や子どもの心身の発育・しつけなど育児に必要な知識を提供しました。また、食育の重要性を啓発するため、食生活のポイントをまとめたリーフレットを配布しました。

幼稚園や保育所、小・中学校において、子育てのさまざまな課題を解決していくための知識や能力を習得する場として「家庭教育学級」を開催しました。また、小学生になるまでに身につけてもらいたい基本的生活習慣について掲載した家庭教育リーフレットの配布などにより、早い段階から保護者の啓発に努めました。

そのほか、「北九州市子どもを育てる10か条」や「非行防止教室」等による継続的な啓発や 普及促進などに努め、子どもが規範意識や思いやり、社会のルールを学ぶために、家庭や学校、 地域社会が一体となった取り組みを進めました。

このように、子どもが健やかに成長するために、さまざまな学習機会の提供や地域社会での活動を通じて、家庭の教育力の向上に努めました。

## 【現状・課題】

# ア. 基本的な生活習慣

《現状》

基本的な生活習慣を確立するために、乳幼児期は大切な時期ですが、「北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査」によると、就学前児童の約25%が午後10時以降に就寝しており、生活リズムが整っていない、また睡眠時間が十分でない子どもたちがいると考えられます。小中学生では、就寝時刻が午後10以降、起床時刻が午前7時以降の割合は、平成21年度に比べ低くなっているものの、全国に比べると依然として高い状況です。朝食を毎日食べている割合も、本市は、小中学生ともに、全国に比べ低い数値になっています。

また、「家族の人が話をよく聞いてくれる」と感じていない子どもの割合は、前回調査に比べ、小学生では減少しているものの、中学生では依然増えています。

#### 《謀題》

- 子どもが乳幼児期から、睡眠や食事などの基本的な生活習慣を身に付けられるよう、保護者が家庭教育の重要性を認識し、子育てできる環境づくりを行う必要があります。
- 親子間で良好なコミュニケーションが持てる家庭環境づくりを推進する必要があります。

# イ. 子育てに関する知識と、地域との連携

#### 《現状》

「北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査」によると、子育てに関して日常悩んでいること、気になることとして、「子どもを叱りすぎているような気がする」を選択した人の割合が、就学前児童の保護者では 42.5%、小学生の保護者は 38.5%となっています。

また、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。

## 《課題》

- 子育て中の保護者が、地域とのつながりの中で、子どもとの接し方や家庭での教育の仕方など子育てに関する知識を得ることができるような仕組みづくりが必要です。
- また、家庭教育に関心のある保護者とそうでない保護者の二極化傾向が見られるため、小学校入学前の早い段階から家庭教育の必要性について啓発していく必要があります。

# ウ. 非行防止のための家庭の役割

### 《現状》

子どもたちの規範意識、自尊感情は、平成21年度に比べ向上が見られますが、全国平均を下回っている状態にあります。多くの人が、少年非行の防止には「家庭」が果たす役割が大きいと考えています。

#### 《課題》

● 少年非行や児童虐待を防止するためには、家庭において子どもの規範意識の向上を図ることや、子どもの養育に関する知識を習得することの重要性について、保護者の理解を進める必要があります。

# 【施策の方向性・柱】

『学習機会や情報の提供などによる家庭の教育力の向上』

- ① 子どもの健全育成の基礎となる家庭の教育力の向上 家庭において、基本的な生活習慣や規範意識等を身に付けるとともに、親子のコミュニケーション力を高めることができるよう、学習の機会や情報提供、啓発活動を行うことにより、 家庭の教育力の向上に取り組みます。
- ② 地域等と連携した家庭の教育力の向上 地域等でのさまざまな取り組みを通じて、家庭の教育力の向上を図ります。
- ③ 非行や虐待を生まないための家庭の教育力の向上 非行や虐待の未然防止はもとより、再発を防ぐため、地域や関係団体と連携しながら、家 庭の教育力の向上を図ります。

# 【成果の指標(目標)】

|1| 就学前児童の生活状況

(i) 朝食を毎日食べている児童の割合 (23 年度: 93.0%⇒29 年度: 100%)

(ⅱ) 就寝時間が午後 10 時以降の児童の割合 (25 年度: 25.3%⇒減少)

|2| 朝食を「毎日食べている」「どちらかといえば食べている」と回答した児童生徒の割合

(i) 小学6年牛 (25年度:93.0%→30年度:100%)

(ii) 中学3年生 (25年度:91.9%⇒30年度:100%)

|3| 家族の人が話をよく聞いてくれる割合

(i) 小学6年生 (25年度:85.3%⇒増加)

(ii) 中学3年生 (25年度:83.9%⇒増加)

# (参考データ)

## 〇 起床時刻

	小学校 6 年生		中学校 3 年生	
	本市 全国		本市	全国
7 時以前	65.4%	80.0%	51.6%	71.2%

資料:全国学力·学習状況調査(平成 25 年度)

※ 就学前児童の基本的生活習慣は、29ページに掲載。

## 〇 就寝時刻

	小学校 6 年生 平成 25 年度 平成 21 年度		中学校3年生	
			平成 25 年度	平成 21 年度
22 時以前	39.6%	37.6%	5.2%	4.6%
22~23 時	40.6%	40.6% 41.1%		23.4%
23~24 時	15.5%	16.9%	43.9%	41.0%
0 時以降	4.2%	4.3%	26.6%	31.0%

資料:全国学力·学習状況調査(平成 25 年度)

## ○「朝食摂取割合」および「児童生徒がテレビゲームをする時間」

	小学校 6 年生		中学校 3 年生	
	本市	全国	本市	全国
朝食を「毎日食べている」「どちら				
かといえば食べている」と回答した	93.0%	96.3%	91.9%	93.8%
児童生徒の割合				
平日に3時間以上テレビゲームを	17.00/	1.4.00/	17.00/	1.4.20/
する割合	17.9%	14.9%	17.3%	14.3%

資料:全国学力·学習状況調査(平成 25 年度)

# ○ 朝食を「ほぼ毎日」食べる児童生徒の割合

就学前	小学生	中学生	高校生
93.0%	93.4%	88.3%	83.3%

資料: 平成 23 年度北九州市健康づくり実態調査

# ○ 子どもの規範意識や自尊感情などの状況

	小学 6 年生	中学 3 年生
学校の決まりを守っている	87.2%(90.6%)	91.0%(92.5%)
自分にはよいところがある	72.2% (75.7% )	64.2%(66.4%)
将来の夢や目標を持っている	88.2%(87.7%)	73.1%(73.5%)
人の気持ちがわかる人間になりたい	91.6%(93.0%)	93.9%(94.2%)

資料:全国学力・学習状況調査(平成25年度) 注:()内は全国

# ○ 家族の人が話をよく聞いてくれる割合

	小学 6 年生		中学	3 年生
	そう思う	そう思わない	そう思う	そう思わない
平成 19 年度	86.2%	13.8%	81.9%	18.1%
平成 22 年度	86.3%	13.8%	79.8%	20.2%
平成 25 年度	85.3%	14.8%	83.9%	16.1%

資料:北九州市学校教育実態調査

# 〇 保護者が子育てに関して日常的に悩んでいること(抜粋)

就学前	子どもを叱りすぎている気がする(42.5%)
児童	子どもとの接し方に自信が持てないこと(10.9%)
	子どもを叱りすぎている気がする(38.5%)
小学生	子どものテレビやメディアとの接し方のこと(18.3%)
	子どもとの接し方に自信が持てないこと(9.0%)
中学·	7 184 1 0 151 151 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 1
高校生	子どもとの接し方に自信が持てないこと(7.9%)

資料:子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成25年度)

注:複数回答

# ■ 具体的な取り組み

① 子どもの健全育成の基礎となる家庭の教育力向上

No.	事業名 [担当課]	
	家庭・地域への啓発事業 [教育委員会・生涯学習課]	家庭教育について、関心のある保護者とそうでない保護者の二極化傾向が見られる中、従来の取り組みに加え、小学校入学前の早い段階からの啓発の実施など、よりきめ細かく家庭の教育力向上に取り組んでいきます。 ○早寝・早起き・朝ごはんなどの基本的生活習慣の重要性を啓発するリーフレット「きほんのき」(3~5歳児対象)の作成配布○幼稚園・保育所・小・中・特別支援学校における家庭教育学級の実施など 《家庭教育学級開設数》 24年度:296か所⇒31年度:370か所
	PTA活動との連携 [教育委員会・生涯学習課]	各種研修会の実施や意見交換などに加え、 子どもの基本的生活習慣の定着に向けた事業 などを、PTA協議会と連携して取り組みま す。
	家庭内事故防止のためのPR [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	○歳児を除く子どもの死亡原因のトップである不慮の事故をなくすため、「子育てふれあい交流プラザ」内に、日常の生活空間を再現した「セーフキッズ」を設置し、家庭内の危険か所や予防方法を紹介します。 《セーフキッズ利用者数》 25 年度: 11,582 人⇒増加

再掲	子育てネットワークの充実 [教育委員会・生涯学習課]	子育てに関する保護者の悩みや不安の軽減を図るため、市民センターにおける「育児サークル」や「フリースペース」等での活動を支援する子育てサポーターを養成します。また、子育てサポーター向けのフォローアップ研修やリーダー養成研修を実施するほか、交流会を開催し、サポーター同士の情報交換等を通して相互の連携・協力を図ります。
再掲	母親学級等の実施 〈す〈す〈子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	母子の健康に関する知識を普及するため、 妊娠中の健康管理、育児などに関する講義や、 妊婦体操などの実習などを取り入れた母親学 級を開催します。 また、夫婦が協力して出産・育児に取り組 む大切さを学ぶため、沐浴や妊婦疑似体験等 の実習を取り入れた両親教室を開催します。 土・日曜日など父親も参加しやすい日に行い ます。 《母親学級開催回数》 24年度:105回⇒現状維持
再掲	育児教室等の実施 〈す〈す〈子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	乳幼児の子育てや食事等の基本的生活習慣等に関する知識の普及を図るため、赤ちゃんの育て方や子どもの心と身体の発育・しつけなど育児に必要な知識を中心とした講義や交流会を取り入れた教室を開催します。また、土・日曜日開催や託児を設けるなど、開催方法等を検討し、参加しやすい教室を実施します。 《育児教室開催回数》 24年度:565回⇒現状維持

再掲	生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業 (のびのび赤ちゃん訪問事業) [子ども家庭局・子育て支援課]	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるよう、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。 《乳幼児全戸訪問の訪問率》 24年度86.3%⇒31年度:100% (全小学校数)
再掲	親子通園事業 [子ども家庭局・保育課]	直営保育所で「親子通園クラス」を運営し、 発達の気になる子どもを保護者とともに受け 入れ、保育所での遊びや体験、相談を通じて 継続的に支援します。 また、保健・医療・福祉・教育の関係機関 と連携しながら、児童の幼稚園、保育所など への移行を含めた伴走型支援を行います。 《実利用組数》 26年度:40組⇒31年度:50組
再掲	食を通じた乳幼児等の健康づくり事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	妊産婦や乳幼児の食事や栄養について、知識の普及と不安や悩みの軽減を図るため、実習形式で学べる教室の開催及び相談を行います。また、参加できない対象者については、リーフレットの配布等で啓発を行います。 《教室開催回数》 25年度:15回⇒31年度:18回

再掲	親子ですすめる食育教室 〈親子ですすめる食育推進事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	乳幼児期からの正しい食事の仕方や望ましい食習慣の定着のために、幼稚園や保育所等において、入所児童の保護者を対象に乳幼児期の食育について、栄養士の講話や調理実演などを行います。 《教室参加人数》 25 年度: 1,658 人⇒31 年度: 1,800 人
	子どもの読書活動の推進 [教育委員会・学事課] [教育委員会・指導第一課] [教育委員会・生涯学習課] [教育委員会・中央図書館奉仕課]	学校における 10 分間読書の継続・充実や家庭への働きかけ等、言葉の力の向上につながる読書習慣の定着を図ります。また、学校図書館職員の配置やブックヘルパー等の活用により、全ての小中学校で学校図書館の常時開館を実現します。
	ブックスタート(全ての赤ちゃんに本 のよろこびを)事業 [教育委員会・中央図書館]	絵本を通して親子が楽しい時間を分かち合うことで、「赤ちゃんの心健やかな成長」と「親子の絆を深めること」を支援するきっかけづくりとなるよう、赤ちゃんのいる家庭へ「絵本パック」を無料で配布します。また、本にふれあうきっかけづくりとして、市立図書館、保育所、親子ふれあいルーム等で読み聞かせを実施し、その体験を家庭でも生かしていただけるように努めます。

# ② 地域等と連携した家庭の教育力の向上

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲	親子ふれあいルームの充実 [子ども家庭局・子育て支援課]	子育て親子が気軽に集い、相互に交流を図る場である親子ふれあいルームを運営し、施設の充実を図ります。また、市民センターをはじめ、子育て支援団体、育児サークル等と連携し、ネットワーク化を図るなど、地域における子育て支援に取り組みます。 《利用者数(乳幼児数)》 25年度:41,911人⇒31年度:44,489人
再掲	家庭・地域・学校の連携推進 [教育委員会・生涯学習課] [教育委員会・企画課]	地域ぐるみで子どもを見守る「あいさつ運動」や、子どもの生きる力をはぐくみ、心豊かでたくましい子どもを育てるため、体験活動の機会の充実など、地域や家庭と学校が一体となった取り組みを推進します。 《市民センターでの子ども交流事業や体験活動への参加者数》 24年度:65,521人⇒30年度:70,000人
	北九州市子どもを育てる10か条の普及促進活動 [教育委員会・生涯学習課]	子どもの基本的生活習慣の定着や、家庭や地域の教育力の向上を図るため、「早寝・早起き・朝ごはん運動」や「北九州市子どもを育てる10か条」を、市民に広く実践してもらうための普及促進を図ります。
	「子どもまつり」の充実 [子ども家庭局・青少年課]	家庭におけるコミュニケーションの促進を 図るため、「子どもまつり」の中で親子のふ れあい等を高めることができる催しを実施し ます。 《来場者数》 25 年度: 79,264 人⇒増加

# ③ 非行や虐待を生まないための家庭の教育力の向上

No.	事業名[担当課]	事業概要
再掲	非行防止活動の推進 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づ 〈り」推進本部運営事業〉 [子ども家庭局・青少年課] [教育委員会・指導第二課]	ネットによる誹謗中傷や有害サイト、脱法ドラッグ等の課題にも対応した非行防止教室を実施するなど、児童生徒の規範教育の充実を図ります。また、PTA等とも連携し、保護者や地域住民に対して非行に関する現状や対策等を周知するなど、非行の未然防止や早期解決を図るための取り組みを進めます。
	家族のためのペアレントトレーニング 事業 [子ども家庭局・子ども総合センター]	虐待の再発防止および未然防止を図るため、「虐待を行った保護者」や「養育不安のある保護者」に対して、「家族再統合コース」、「養育不安コース」の2種類のプログラムを実施し、児童に対する養育技術に関する訓練を行います。

# 施策(5)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

# 【元気発進!子どもプランの実績・成果】

男女が共に仕事と子育てを両立できるようにするためには、長時間労働などの働き方を見直すことや、男女が協力しながら家庭での責任を果たすことなど、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が図られていることが重要です。

このため、平成20年に企業、働く人、市民、行政が一体となって「北九州市ワーク・ライフ・バランス協議会」を設立し、企業等の取組み支援や市民への広報啓発に取り組んできました。さらに、子育て支援や男女がともに働きやすい環境づくりなど積極的に取り組んでいる企業等を「ワーク・ライフ・バランス表彰」として表彰し、その取組内容を広く周知しました。

また、小・中学校を通じて保護者に「ワーク・ライフ・バランス新聞」を配布するなど、市民 の理解を深めるための啓発に取り組みました。

その結果、平成24年度には全国規模の賞を市内2企業が受賞し、また市民の「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度も6割を超えるなど、企業や地域においてワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みが進みました。

# 【現状・課題】

# ア. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する現状認識

### 《現状》

平成23年度に実施した市民意識調査によると、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について、「調和がとれている」、「どちらかといえばとれている」と答えた割合は、男性全体で49.8%となっています。

いわゆる「子育て世代」である 30 代、40 代男性のこの割合は、30 代 28.6%、40 代 38.2%と低くなっています。

#### 《課題》

● 子どもの健やかな育ちと喜びや生きがいを感じる子育てのためには、保護者が男女を問わず 子育てに向き合え、親子で過ごす充実した時間を持てるなど、仕事と生活の調和(ワーク・ラ イフ・バランス)を進めることが不可欠です。また、企業等の事業者や働く人が働き方やライ フスタイルを見直していく必要があります。

# イ. 男性の家事・育児への参画状況

### 《現状》

平成23年度に実施した市民意識調査によると、本市において、家庭生活において男女平等と思う人は20.6%で、国47.0%(平成24年実施)のおよそ半分となっています。

また、「家庭内の仕事分担で配偶者に望むもの」については、男性よりも女性が多く挙げています。妻から夫に仕事分担を望む内容としては、「食事の支度をする」(25.1%)、「掃除などをする」(23.9%) などの割合が高くなっています。

### 《課題》

● 家族を構成する男女がお互いに協力しながら、家庭での責任を果たし、女性だけでなく男性 も家事や子育て等に参画していく必要があります。

.....

# 【施策の方向性・柱】

『子育てしやすい環境づくりのための仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進』

① 事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進

「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を中心に、長時間労働の抑制や年休の 取得促進など、健康で豊かな生活に向けた働き方の見直しを働きかけていきます。

② 男性の家事・育児への参画促進

男性の家事や子育てへの参画を進めると共に、男女で協力しながら子育てしやすい環境づくりを進めます。

# 【成果の指標(目標)】

1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がとれていると思う人の割合

(25年度:41.0%⇒増加)

|2| 就学前児童をもつ父親が、家事・育児をしている割合

(i) 家事(25年度:43.1%⇒増加)(ii) 育児(25年度:76.9%⇒増加)

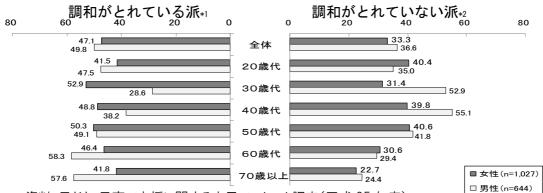
3 主に子育て(教育を含む)をしているのが「父母ともに」と回答した人の割合

(i) 就学前児童 (25年度:56.4%⇒増加)

(ii) 小学生 (25 年度:59.7%⇒増加)

# (参考データ)

### ○ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する現状認識



資料:子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成25年度)

\*1: 「調和がとれている」、「どちらかというと調和がとれている」の合計 \*2: 「調和がとれてない」、「どちらかというと調和がとれていない」の合計

#### ○ 年次有給休暇(全国の労働者1人当りの平均年次休暇取得率)

平成 20年	46.7%
21 年	47.4%
22 年	47.1%
23 年	48.1%
24 年	49.3%

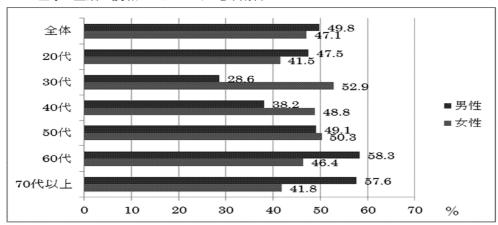
資料:厚生労働省調査

## 〇 母親の就労率

	就学前児童の母親	小学生の母親
フルタイム	26.5%	29.1%
パート	24.7%	35.4%
計	51.2%	64.5%

資料:子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成25年度)

### ○ 仕事と生活の調和がとれていると思う割合



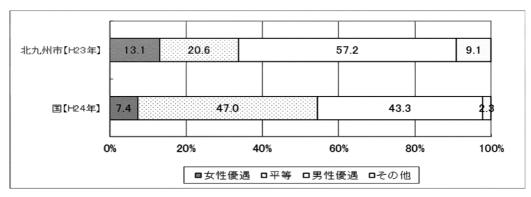
資料: 北九州市の男女共同参画社会に関する調査(平成 23 年度)

# ○「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方に賛成する人の割合

北九州市	全国
38.7%	51.6%

資料: 北九州市の男女共同参画社会に関する調査(平成 23 年度) 国は、平成 24 年度

# ○ 家庭生活において男女平等と思う割合



資料:北九州市の男女共同参画社会に関する調査(平成23年度)

## ○ 父親が家事・育児をしている割合

	就学前児童の父親	小学生の父親
家事をしている	43.1%	38.1%
育児をしている	76.9%	63.1%

資料:子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成25年度)

## ○ 子育て(教育を含む)を主に行っている人の割合

	父母ともに	主に母親	主に父親
就学前児童	56.4%	41.9%	0.4%
小学生	59.7%	36.6%	0.8%

資料:子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成25年度)

# ■ 具体的な取り組み

# ① 事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
	北九州市ワーク・ライフ・バランス推 進協議会の運営 〈仕事と生活の調和(ワーケ・ライフ・バラン ス)推進事業〉 [子ども家庭局・男女共同参画推進課]	全国に先駆けて、企業・働く人・市民・行政が一体となって設立した「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を中心に、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に取り組みます。企業等の事業者や働く人が働き方やライフスタイルを見直し、男女がともに働きながら子育てしやすい環境づくりを推進するため、企業への取り組み支援や広報啓発事業を展開します。
	ワーク・ライフ・バランス表彰の実施 〈仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業〉 [子ども家庭局・男女共同参画推進課]	子育て支援や男女が共に働きやすい環境づくり等に取り組む企業・個人等を表彰し、お 手本としてその内容を広く紹介することで、 企業等事業者や市民がワーク・ライフ・バラ ンスに取り組むよう働きかけます。
	企業や地域等でのワーク・ライフ・バランスの取り組み支援 〈仕事と生活の調和(ワーケ・ライフ・バランス)推進事業〉  [子ども家庭局・男女共同参画推進課]	企業等の事業者に対して、仕事と子育て等との両立への理解促進や働きやすい職場環境づくりを働きかけます。また、毎年11月をワーク・ライフ・バランス推進月間とし、その意義や必要性を企業等事業者や市民に周知します。 〇ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣事業 〇企業等への出前セミナー 〇子ども参観日

市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進 [総務企画局・人材育成、女性活躍推進課]	職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、「北九州市職員の次世代育成支援プログラム」に基づき、各種研修や啓発活動等による職員の意識改革、仕事の見直し・改善、仕事と子育ての両立支援等について取り組みます。
有資格業者の登録における社会的責任・社会貢献の評価 [契約室・管理課]	地元企業のワーク・ライフ・バランス推進 等の取り組みを積極的に評価するため、入札 参加資格業者の格付における主観点の評価項 目の一つとして「子育て支援・男女共同参画」 を設け、要件を満たす場合に加点します。 市入札参加資格業者のうち、ワーク・ライフ・バランス等の推進を行っている地元企業 の増加を目標としています。
家族経営協定の推進 [産業経済局・6次産業・地産地消課]	農業経営の場において、意欲と生きがいを 持って農業に取り組めるように、家族全員の 話し合いによって、労働報酬や休日、役割分 担などについて取り決めを行う家族経営協定 制度の普及、啓発を図ります。

# ② 男性・女性が協力して取り組む子育ての推進

No.	事業名[担当課]	事業概要
	男性の家事・育児参画促進 〈男女共同参画センターおよび勤労婦人センター管理運営事業〉 [子ども家庭局・男女共同参画推進課]	家族を構成する男女が共に協力しながら、 家庭での責任を果たしていくため、男性が仕事だけでなく、子育て等にともに参画し、家庭等において積極的に役割を果たせるよう支援します。 〇ムーブ、レディスでの男性向け家事・子育て関連講座

地域における男女共同参画推進啓発事業 [子ども家庭局・男女共同参画推進課]	地域における男女共同参画の推進を図るため、地域で活動している団体・グループ等と協働しながら、市民や若い世代が共感できる広報啓発活動に取り組みます。 〇男女共同参画フォーラム in 北九州開催支援 〇男女共同参画に係る広報啓発事業 〇若年層向け広報啓発事業
小中学生向け副読本作成活用事業 〈男女共同参画基本計画推進事業〉 [子ども家庭局・男女共同参画推進課] [教育委員会・指導第一課]	次世代を担う子どもや若い世代が、性別にかかわらず個性と能力を発揮していけるよう、小中学生向け副読本の活用等を通じて、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進に取り組みます。 《副読本活用率》 24 年度: 100%→現状維持
父親になる人への情報発信 [子ども家庭局・子育て支援課]	子育ては、一人一人の子どもの成長に寄り添うまたとない機会です。 男性に育児をより楽しんでもらうため、妊娠、出産、そして子育てに関する情報を父親の目線で発信することを検討します。